表題部所有者の登記をした旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、公告する。

令和7年11月19日 広島法務局可部出張所 登記官 杉原治人

記

- 1 手続番号
 - 第2409-2025-0019号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項広島市安佐北区安佐町大字飯室字上畑東4016番1